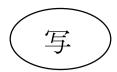
## 令和2年度 39市町村共同事業助成事業概要



令和元年8月20日 庁 議 資 料

(1) 名称	多摩・島しょ広域連携活動助成事業			多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成事業
(2) 目的	多摩・島しょ地域の市町村が立ち上げる新たな連携活動の支援、既存の連携活動の活性化、市町村職員の交流および人材育成、ひいては多摩・島しょの魅力を高める。			多摩・島しょ地域の市町村が実施する、住民が日常的にスポーツに親しみ、取り組むことを促進する事業を支援することにより、住民のスポーツ習慣の定着を促し、健康増進を図ることを目的とする。
(3) 助成対象者	連携活動を目的とし、二以上の多摩・島しょ地域の市町村で組織する協議会、研究会、連絡会等(以下「連携組織」という。企業、学校、NPO等の団体及び多摩・島しょ地域以外の市区町村も参加できるものとする。)			多摩・島しょ地域の市町村
(4) 助成期間	平成22年度から 平成30年度から		平成30年度から	平成28年度から令和2年度まで
(5) 助成対象事業	連携組織内の多摩・島しょ地域の市町村が企画・立案し、独自性が表れたもの、かつ連携組織が主体的に実施する多摩・島しょの魅力を高めるもので、東京都市長会会長が必要と認める事業とする。			多摩・島しょ地域の市町村が行うスポーツ習慣定着促進 に資する事業として、新規又はレベルアップして実施す る、次の①〜④のいずれかに該当し、東京都市長会会長 が必要と認める事業。
	子ども体験塾	観光振興連携活動	一般連携活動	①継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業②子どもの競技力の向上に資する事業③障害者スポーツ・ニュースポーツの振興及び理解促進に資する事業4運動習慣の定着に資する事業(選択)・ウォーキング・ラジオ体操・市町村が独自に推奨する体操
	多摩・島しょの魅力を高める事業であって、 子ども (18歳以下)を対象とした高度で大 規模な感動体験を提供する事業	多摩・島しょの魅力を高める事業であって、子ども体験塾を除く事業のうち、観光振興に資する事業	多摩・島しょの魅力を高める事業のうち、 子ども体験塾及び観光振興連携活動を除く事 業	
	助成年限:制限なし	助成年限:5年		- - 但し、施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及
	但し、施設整備等に係る経費、備品購入に係る経費及び連携組織の構成団体の職員人件費は助成対象外とする。 (※備品購入に係る経費について、観光振興連携活動においては、会長が必要と認めたものについてはこの限りではない。)			び市町村の職員人件費は助成対象外とする。①③については、会長が必要と認めた器具の購入費は対象とする。
(6) 助成金額	子ども体験塾	観光振興連携活動	一般連携活動	助成対象事業のうち、 (1) ①~③に該当する事業 一市町村につき、年間150万円以内 (2) ④に該当する事業 一市町村につき、年間50万円以内
	(1)連携する市町村数が8以上、又は市町村の 人口の合計が60万人以上の場合、年間1,200万円以内(2)連携する市町村数が5以上8未満、又は市町村の人口の合計が30万人以上60万人未満の場合、年間800万円以内(3)上記以外、年間500万円以内	一連携組織につき、事業計画期間における 総額として、500万円×事業計画年数(最 大2,500万円) ※総額内で各年度申請額を任意に按分するこ とが可能。ただし各年度の申請上限額は1, 000万円	一連携組織につき、 (1) 1年目~3年目 年間500万円以内 (2) 4年目~5年目 年間250万円以内	
	助成対象経費の8/10、あるいは、事業実施に伴う支出額から収入額を控除した額のうち、いずれか少ないほうを助成金額とする。	助成率:10/10	助成率: (1) 10/10 (2) 1/2	助成率:10/10

## 【全事業共通】

- 1. 審査会: 市町村長、学識経験者等で構成する「審査会」による審査を行い、助成事業の適正な執行を図る。
- 2. 財源措置: (公財) 東京都区市町村振興協会の区市町村振興助成金を充当する。
- 3. 事務局: 東京都市長会事務局企画政策室

## 令和2年度多摩・島しょ広域連携活動助成金の手続の流れ

